

住宅用火災警報器 設置・維持せんばとよっ!!



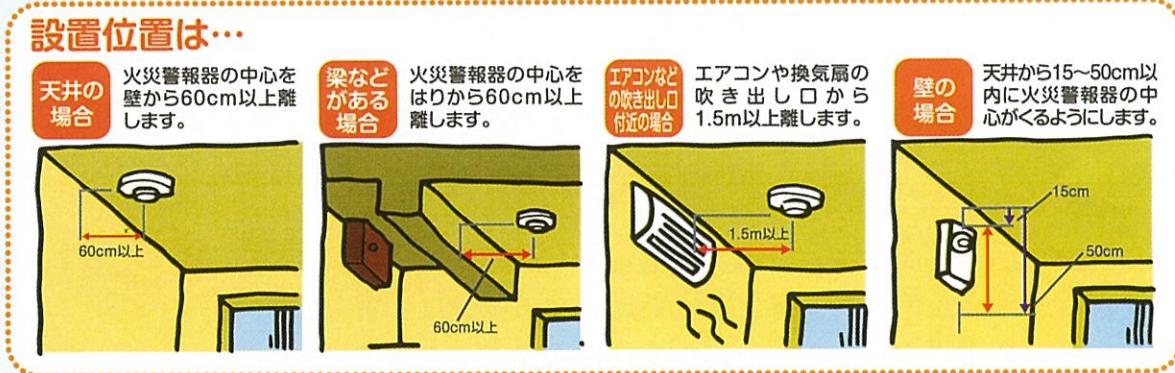
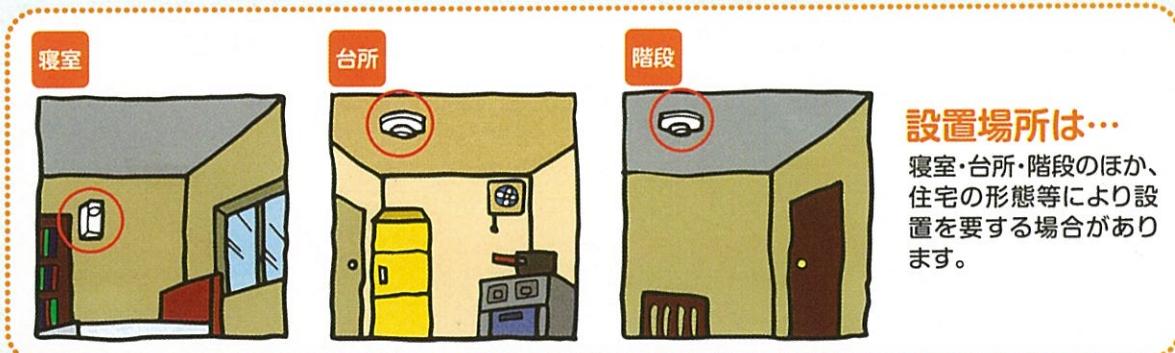
① 住宅用火災報知器って？

住宅用火災警報器（以下「住警器」）は住宅における火災を早期発見し、警報を発して知らせるものです。現在、設置が義務づけられています。



どこに付けたらよかね～？

佐世保市消防局管内では「寝室」、「階段」に設置義務があります。また「台所」は火を扱う機会が多いことから、設置をオススメします。



② 付けとつて良かつたばい！住警器！

管内でも未然に火災を防いだり、被害を最小限に抑えた事例が発生しています。

事例 1

寝室で就寝中、住警器の警報音に気付き、別室から煙が出ているのを発見し屋外へ避難したもの。発見が早かったことにより被害を最小限にとどめた。

事例 2

隣人が出火建物からの警報器の鳴動音を聞き、付近住民に知らせ通報・初期消火を行ったもの。出火建物所有者が外出中、付近住民の早期発見からの連携した初期消火により被害を最小限にとどめた。

③維持・管理せんばたい！

定期的な点検・清掃を行い、維持管理に努めましょう。ただ、住警器も電池切れ・故障により作動しなくなる日がきます。

使用期限は約10年！交換期限がきたら、電池だけでなく本体ごと交換しましょう！

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

- 定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。

正常な場合は？

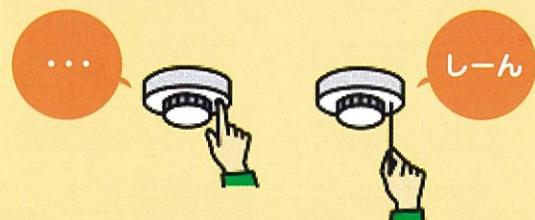
正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。



(注)警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

交換期限がきたらとりかえる!! (注) 電池だけでなく本体ごと

手入れしよう！

住警器にほこり等がつくと、火災の煙を感じにくくなります。
乾いた布等でふき取りましょう。



その他

住警器は火災の煙以外にも、湯気やほこりなどを感知してしまうことがあります。

火事ではないのに、住警器が鳴ったら……

- 火災でないことを確認して音を止めます
→ひもを引くかボタンを押すと、警報音が一時的に止まります。
- 交換等で新規購入する際、右図①または②のマークのついたものを購入しましょう。



①

②

佐世保市消防局では、設置された世帯に『設置済ラベル』の貼付をお願いしております。ラベルをお持ちでない方は、下記へご連絡ください。

消防署で住警器を販売・斡旋することはありません。ご注意下さい。

<お問合せ先>

佐世保市消防局 予防課 広報係
電話 0956-23-2539



(見本：設置済ラベル)